二号ただし書中「同法第四十三条第七項」とあるのは「意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項」と読み替えるものとする。

4～9　［略］

（既納の個別指定手数料の返還の請求の様式）

第十八条の五　意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料（以下「個別指定手数料」という。）の返還の請求は、様式第二十二によりしなければならない。

様式第２（第２条関係）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【意匠登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍・地域】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　1
【意匠に係る物品の説明】
【意匠の説明】
〔備考〕
1～17　［略］
18　意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考17に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
19　「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。

4～9　［略］

（既納の個別指定手数料の返還の請求の様式）

第十八条の五　意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定手数料（以下「個別指定手数料」という。）の返還の請求は、様式第二十二の二によりしなければならない。

様式第２（第２条関係）

【書類名】　意匠登録願
【整理番号】
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【意匠に係る物品】
【意匠の創作をした者】
　【住所又は居所】
　【氏名】
【意匠登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
　（【国籍】）
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
（【手数料の表示】）
　（【予納台帳番号】）
　（【納付金額】）
【提出物件の目録】
　【物件名】　図面　1
【意匠に係る物品の説明】
【意匠の説明】
〔備考〕
1～17　［略］
18　意匠登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考17に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国名を記載する。
19　「（【国籍】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国）と同一であるときは、「（【国籍】）」の欄は設けるには及ばない。